

大規模施設・大規模施設テナント向け 福岡県感染拡大防止協力金Q&A

Q 大規模施設が休業又は時短営業に応じたことにより、テナントも休業又は時短営業せざるを得ない場合、生活必需品を取り扱うテナントであっても協力金の対象となるか？

A 対象となります。

Q 休業又は時短要請に応じなかった要請対象のテナントが一部でもあった場合、大規模施設が自己利用部分で休業又は時短要請に応じていれば、協力金の対象となるか？

A テナントに対し休業又は時短を働きかけたが、テナントが要請に応じなかった場合であっても、大規模施設が自己利用部分で要請に応じていれば、自己利用部分については協力金を給付します。

Q 百貨店が休業又は時短に応じたことにより、特定百貨店店舗も休業又は時短営業せざるを得ない場合、生活必需品を取り扱う店舗であっても特定百貨店店舗に関する協力金の対象となるか？

A 対象となります。

Q 大規模施設(百貨店を含む)が自己利用部分のうち生活必需品を取り扱う売場を休業又は時短営業した場合、協力金の対象となるか？

A 対象となりません。

Q 特定百貨店店舗に関する協力金は特定百貨店店舗には支払われないのか？

A 特定百貨店店舗は、店舗面積が小さく、数が多いことから、給付手続を簡素化するため、一律2万円を一括して百貨店に給付することとしています。百貨店におかれましては特定百貨店店舗へ給付について適切に取り扱われるようお願いいたします。

Q 映画館運営事業者がテナントの場合は？

A 1,000平方メートル超の大規模施設に該当する場合は、自己利用部分面積に係る協力金及び映画館運営事業者・映画配給会社向け協力金の対象となります。1,000平方メートル以下の場合は、テナント事業者向け協力金のみ対象となります。

Q 24時間営業の場合について

A 営業の開始時間については、飲食店等と同じく、午前5時までは営業を控えていただくよう協力をお願いします。協力金を算定する際の「営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間」は9時間(午前0時～5時、20時～午前0時まで)、「要請対象日の本来の営業時間」は24時間となります。

Q ショッピングセンターの一部をデパートに貸しており、デパートがデパート内の店舗に貸している場合の扱いについて

A デパートが特定大規模施設運営事業者に該当する場合は、デパートは「自己利用部分面積に係る協力金」、「テナント管理に係る協力金」、デパート内のテナントは「テナント事業者向け協力金」、ショッピングセンターは、デパート分の面積を除外して「自己利用部分面積に係る協力金」を算定します。

Q ショッピングセンター内の直営の映画館、多目的ホール、会議室は、どのような扱いになるのか？

A それぞれ別の要請対象施設となります。1,000平方メートル超の場合は、自己利用部分面積に係る協力金の対象となります。

Q 特定百貨店店舗はどのような場合に該当するのか？

A 特定百貨店店舗は、  
「特定大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗のうち、特定大規模施設が休業又は営業時間短縮を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗」  
に該当する店舗となります。

例えば、一定の区切られた区画において、特定のブランド名等を掲げ、対外的に一つの店舗と認識されているようなケースは特定百貨店店舗に該当します。

一方、紳士服売り場といった名称の売場で、複数のブランドが取り扱われているようなケースは、特定百貨店店舗に該当しません。

Q 役員名簿に記載する範囲は会社法上の取締役まででいいか、執行役員も必要か？

A 執行役員も含め記載をお願いします。

Q 大規模施設のテナントが要請期間中に独自で休業や時短した場合は協力金の対象になるのか？

A テナントが大規模施設運営事業者からの要請以上の独自で休業した場合や時短した場合、要請を超える部分は対象外となります。

Q 要請開始前から新型コロナウイルス感染症以外の理由で休業している場合は、協力金の対象となるか？

A 対象外となります。

Q 休日の休業要請に対し時短営業した場合は協力金の対象となるか？

A 休日に時短営業された場合は時短分(20時までの営業時間短縮要請分)の協力金を給付します。

Q フロア(店舗)ごとに本来の営業時間が異なる場合はどのように算定するか？

A フロア(店舗)ごとに算定します。

Q 5月16日より後に大規模施設がテナントに対し、休業又は時短の要請を行い、それにテナントが応じた場合、当該テナントを協力金の給付対象となるか。

A 5月16日までの要請に応じていない大規模施設については、本協力金の対象外となりますが、5月20日に県から休業要請を行ったことで、5月20日以降に大規模施設がテナントに要請を行うケースが一定数あることから、大規模施設の休業・時短に伴い、休業・時短を行ったテナントを救済するため、対象とします。(特例)